

令和4年 第1回 東彼杵町議会定例会会議録

令和4年第1回東彼杵町議会定例会は、令和4年3月16日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番 | 林田 二三 君 | 2番 | 立山 裕次 君 |
| 3番 | 口木 俊二 君 | 4番 | 浪瀬 真吾 君 |
| 5番 | 大石 俊郎 君 | 6番 | 尾上 庄次郎 君 |
| 7番 | 後城 一雄 君 | 8番 | 浦 富男 君 |
| 9番 | 森 敏則 君 | 10番 | 橋村 孝彦 君 |
| 11番 | 吉永 秀俊 君 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|---------|------------|--------------|----------|
| 町 長 | 岡田 伊一郎 君 | 教 育 長 | 粒崎 秀人 君 |
| 副 町 長 | 三根 貞彦 君 | 会 計 管 理 者 | 工藤 政昭 君 |
| 総 務 課 長 | 松山 昭 君 | 健康ほけん課長 | 松下 陽子 君 |
| 農林水産課長 | 高月 淳一郎 君 | 町 民 課 長 | 井上 晃 君 |
| 農 委 局 長 | (高月 淳一郎 君) | 税 財 政 課 長 | 山下 勝之 君 |
| 水 道 課 長 | 氏福 達也 君 | ま ち づ くり 課 長 | 岡田 半二郎 君 |
| 建 設 課 長 | 楠本 信宏 君 | 教 育 次 長 | 岡木 徳人 君 |

4 書記は次のとおりである。

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 有川 寿史 君 | 書 記 | 山下 美華 君 |
|--------|---------|-----|---------|

5 議事日程は次のとおりである。

| | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 一般質問（施政方針） |
| 日程第 2 | 発委第 2 号 東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 千綿駅舎設置及び管理に関する条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 4 | 議案第 20 号 令和3年度東彼杵町一般会計補正予算（第15号） (委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 5 | 議案第 22 号 令和3年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第3号） (委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 6 | 議案第 23 号 令和3年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） (委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 7 | 議案第 24 号 令和3年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） (委員長報告・質疑・討論・採決) |

- 日程第 8 議案第 25 号 令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 9 議案第 26 号 令和 4 年度東彼杵町一般会計予算
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 10 議案第 27 号 令和 4 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 11 議案第 28 号 令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 12 議案第 29 号 令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 13 議案第 30 号 令和 4 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 14 議案第 31 号 令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 15 議案第 32 号 令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 16 議案第 33 号 令和 4 年度東彼杵町水道事業会計予算
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 17 議案第 34 号 令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計予算
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 18 議案第 35 号 令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 16 号）
- 追加日程
- 第 1 議案第 36 号 令和 4 年度東彼杵町一般会計予算（第 1 号）
- 日程第 19 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件
- 日程第 20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 21 特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

6 閉 会

開 会（午前 9 時 32 分）

○議長（吉永秀俊君）

それでは皆さんおはようございます。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、教育長から欠席の申し出が出ておりますので、これを許可します。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第 1 一般質問（施政方針）

○議長（吉永秀俊君）

日程第 1、町長の施政方針に対する一般質問を行います。

質問形式は、一問一答方式。質問時間は、執行部答弁を含めて 60 分以内。制限時間の 2 分前には告知ベルを鳴らします。なお、質問、答弁とも簡潔明解をお願いします。

それでは、4 番議員、浪瀬真吾君の発言を許します。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

おはようございます。先に通告しておりました令和 4 年度施政方針についての質問を行います。

新型コロナウイルス感染症の影響は、日本のみならず世界経済や日常の生活に甚大な影響をもたらし、更に新たな変異株のオミクロン株によってまん延防止等重点措置の適用が決定され、本町においても感染者数が落ち着かない現状です。そういった中で、昨年は、8 月中旬に集中豪雨が発生し、河川や道路・農地等に甚大な被害をもたらしました。本町にもたくさんの課題がある中で、復旧工事等早急に取り組まなければならない事案や計画的に取り組まなければならない事案等あると思いますが、以下の点について伺います。

①道路や河川・水路等の農地災害査定の対象外で、町単独でしかできないような箇所への復旧や改良についてはどのように図られるのか。

②道の駅そのぎの荘に新しく設置される情報センターを活用して、町観光協会を中心にまちの観光や文化、恵まれた自然環境などの情報発信をすることになっておりますが、観光協会の事務所や情報発信・案内コーナーなどを設置することが可能なのか。

③デジタル化の推進については、時代の流れに沿った対応を取ることは言うまでもありませんが、それに向けた若い人たちの研修会等は、具体的にどのように考えておられるか。

④移動手段については、少子高齢化社会の中で町内の高齢者（交通弱者）の移動支援（買い物支援）では、川内地区で社協や地元有志の方・婦人会の皆様方の協力により昨年末から試験的に実施されております。現在は社協の車を借りて運営されておりますが、今後このよう事例が多くなることが予想されますが、町の方で車の手配等はできないものか。

⑤農業への取り組みの中で、国・県補助事業の採択が難しいものについては町単独事業として取り組むとありますが、新たな事業はどのようなことを考えておられるのか。

⑥水道インフラ整備については、川内地区の老朽管の更新と濁水対策による切り替え事業をする

ことになっておりますが、具体的にはどのような方法を取られるのか。

⑦過疎地域については、昭和 45 年に最初の法律、過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来 4 次にわたり制定されており、お示しのとおり令和 3 年 4 月 1 日に第 5 次となる過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための必要な特別措置を講ずることによって持続的な発展を図ることとされています。

本年 4 月に過疎地域に指定を受けることによって過疎対策事業債の活用が可能となりますが、対象事業として大きく分けると産業振興施設等、厚生施設等、交通通信施設、教育文化施設などありますが、現段階で考えておられることはこういった内容のものなのか、以上について伺います。登壇での質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。それでは、浪瀬議員の質問にお答えをいたします。

まず、①の道路や河川・水路等の農地災害復旧査定の対象外の件でございますが、災害復旧工事の国庫補助対象となるのは、気象条件の他に、工事費が、町道・河川などの公共土木施設災害が 60 万円以上、農地・農業用施設災害が 40 万円以上となっており、農地・農業用施設災害につきましては、受益者数や耕作状況など他にも条件があります。

国庫補助対象外の災害復旧事業につきましては、公共土木施設では災害復旧事業債を活用しての復旧となりますが、災害復旧事業債の対象にもならない場合は単独費での復旧となります。

農地・農業用施設災害につきましては、町農林業振興事業補助金の農地等災害復旧事業を活用し、復旧されている方が多数いらっしゃいます。農地等災害復旧事業につきましては、基本補助率 50% 以内としていましたが、近年の度重なる豪雨災害により小規模な災害が頻発したことにより、令和 2 年 9 月に改正をいたしまして、激甚災害の指定を受けた災害につきましては、補助対象事業費用限度額が 35 万円で、農地におきましては土砂撤去費用、農業用施設においては復旧費用の 85% 以内を補助することといたしております。

その他に、農地等災害関連対策事業におきましても、激甚災害の場合は補助対象事業費用限度額を 150 万円、補助率を 85% 以内ということに併せて改正をさせていただいております。

次に、②でございますけれど、道の駅そのぎの荘の情報センターでございますが、結論から申し上げますと、ここに観光協会の事務所を置くことは可能です。と申しますのは、国交省が認めないという意味合いの内容ではございませんでして、この重点道の駅の認定による施設整備計画におきましては、防災機能の整備をはじめ、公衆無線 LAM 環境の整備、また、観光窓口等の開設や、町の情報案内システム整備として協議を進めてきておりました。

国交省としましても、当然、観光窓口等の開設は認識をされており、観光協会による観光案内所や観光情報提供及び発信拠点としての活用を理解をされております。しかしながら、当施設は、道路管理者である国土交通省によって整備された施設でございます。国道 205 号におきまして道路利用者等のトイレ、休憩を備える道の駅の施設であります。したがって、情報センター提供施

設の全体を観光協会が占有するような事務所としての使用の仕方はできないとの意味合いでございます。

そういうことございまして、施設管理上の管理区分や費用負担等を明確にすることになっておりますので、町負担も当然出てくることかと思っております。

次に、デジタル化につきましてでございますが、若い人たちということで限定をされておりますけれど、まず先に、町長、副町長以下管理職、県の政策課の方からデジタルの研修を先に受けさせております。これは長崎県の方針で各市町を回っておられますので、研修を受けております。

そして、長崎県内 8 町で構成する町村会におきまして、自治体 DX に推進に関する研究部会を立ち上げ、先進事例の調査や効果的な DX 推進法の研究を行っております。

また、東京大学教授等の講師人による全国町村会デジタル創発塾への参加申し込みを行っていますが、その他 DX 推進の研修を充実させて人材育成を行っていかねばならないと思っております。

令和 4 年 4 月 1 日から、総務課内にも情報政策係を作り、全庁的、横断的な推進体制を立ち上げますので、職員のみならず町民に向けてもデジタル化の推進を図ることができると考えています。

特に令和 4 年度には、コンビニで住民票などが取得できるように検討しておりますので、更に行政手続きのオンライン化を進め、早期にデジタル化による利便性の享受を町民が得られるようにしていくことを目指しております。

次に④でございます。移動手段、買い物のごとでございますが、この件につきましては、今、川内で行わせていただいておりますのは、生活支援体制整備事業の移動支援でございます。社協がデイサービスに使用しているワゴン車を、日中の空いている時間帯に貸与を受けて使用されております。現在、モデル地区である川内・飯盛地区では買い物支援事業が月に 1 回実施されておりますが、今後、回数が増加される場合や、他地域で同様な移動支援事業が実施される場合にあっても、曜日や時間帯を調整することで現車両の対応が可能と社協は考えておられますので、そういうシステムで進めていきたいと思っております。しかしながら、今回、移動支援につきましては、高齢者タクシー利用券の利用状況や町営バスの運行経路、ニーズ調査の結果等を踏まえて、今後、過疎対策で取り組めないか、そういうのを検討してまいりますのでよろしくお願いいたします。

次に、⑤農業への取り組みの中でございますけれども、国庫補助事業の採択が難しいものにつきましては、まず補助事業の基本的な考え方としまして、国、県補助事業の採択基準に適しているものは、国、県の補助事業の活用を、採択基準に適していないもの、JA 生産部会等から支援の要望があり、かつ、効果が見込めると判断したものにつきましては町単独事業で実施するという基本方針でございます。

令和 4 年度では、県単独事業で長崎型スマート産地確立支援事業の予算を計上しておりますが、その採択の可否が、県が定める査定項目により、各市町事業にポイントが付けられ、その合計値で優先順位が付けられ、決定する流れとなっております。ご存じのとおり、農業の担い手の減少や、高齢化は深刻さを増しています。仮に採択されず、補助事業の機会を逸したり、翌年度へ持ち越しとなった場合には、生産者の意欲低下や事業計画の中止にも繋がり、ひいては、担い手減少の加速化、遊休農地の増大などに波及すると懸念をいたしております。そういったことから、国、県事業の採択ができなくなった場合には、補助率を考慮した町単独事業で支援をしていきたいと考えており

ます。また、国、県事業の採択基準にも達していないものを対象としたその他の町単独事業につきましては、財源の関係もあり、一度に全てを実施できないため、生産部会等と調整し、年次計画的に進めてまいりたいと思っております。

ご質問の新たな事業につきましては、生産部会等の要望を随時お聞きし、年次計画で事業化、予算化したいと考えております。

今、生産部会の要望に基づき町単独で進めている事業はご紹介をいたしますと、JA みかん部会は、みかんマルチ導入事業。肥育牛部会は、肉用牛、肥育経営安定化事業。それから、繁殖部会、牛舎等長寿命化推進事業。それから、北部地区廃プラ協議会では、廃プラスチック処理対策事業。JA 北部地区生産部会連絡協議会では、農業収入保険制度支援対策事業として共済の方に助成をいたしております。それから、JA 茶業部会につきましては、茶品評会の緊急対策事業や茶品評会対策事業として支援を行っております。

次に、川内の水道でございますけれど、この川内地区は、中川内から配水池まで水がなくなりまして、大体、そのタンクがあるのが30tが容量なんですけれど、ほとんど雨が降らなくて湯水になっております。今、一日8tぐらい運んでおりますけれど、これが30t要るものですから一日8t、大体減っていくんですね、川内のタンク、配水池の方で。だから、今後としましては、中川内配水池から新規の配水池に、新設の送水管と配水管を増設をしたいと思っております。思っておりますが、直ぐにはできませんから、まず仮設のポリ管で延長が1,350mぐらいございまして、ここを先に今年、今年の5月ぐらいには仮設工事に着手できると思っておりますので、そういった形で進めさせていただきます。その後、そういう本格的な配管を実施をさせていただきたいと思っております。大変ご迷惑をおかけしてはいますが、毎日トラックで運んでいただいております、その水をですね。だから、そういう状況で、かなりお金も運ぶので掛かりますので、大体毎月50万円ぐらい経費が掛かっております。ですから、早く中川内から、配水池から新配水池の水の供給。そのためには、高さがございます自然流下だけではもちませんので、加圧ポンプも2台設置を計画しております。ご不便をおかけしますが、今しばらくお待ちをいただきたいと思いますと思っております。

もともと、平成24年度までは、深井戸を水源といたしましたけれど、どうも鉄分が多くて、なかなか目詰まりとかいたしまして進んでおりませんでしたので、やはり、井戸の掘削は中止して方針を変えておるところでございます。

次に、7番の過疎対策でございますけれど、ちょっと要点だけお話しをさせていただきます。今、施政方針に書いておりますように、6月議会でまたお話をさせていただきます。

まず、過疎の活用でございますが、この過疎法によりまして、庁舎や公営企業以外での料金収入等による独立採算が見込まれる施設、公営住宅などです。これ以外の施設建設や備品購入。それと、一部事務組合が実施しております事業への市町村負担金、これは私は計画をあげさせていただきたいなと思っておりますのは、今、5000万円、毎年1年間を出しています。その分がもし、この過疎で該当になればかなりの猶予が出るのではないかなと思っております。その辺も含め財政を検討させていただきたいと思っております。

それから、JA や漁協などが実施する事業に対する補助金交付の財源についても地方債発行が可能でございます。それと、計画期間内の後年度ソフト事業への財源として基金に積み立てる財源ということも可能になってくると思っております。

更には起債発行以外でも、例えば教育施設、児童福祉施設、消防施設等につきましては、国庫負担金の交付率の割り増し、この辺もできてくるのではないかと考えております。しかしながら、過疎対策事業債の発行は無制限はありませんで、本町の発行限度額がいくらになるかは、まだ今後、計画書を県に上げて、それから承認を受けなければなりません。しかし、全国では、令和4年度は、総額5200億円が地方財政計画として計画をされているところでございます。また、県内の平成28年度から令和2年度までの過疎地域として13地域が指定されておりますが、5年間の平均実績としまして、ハード分で約70億7000万円で、5年間ですね。ソフト分として33億5000万円。うち基金積み立て分として6億4000万円。合計で、長崎県で年間平均が約104億3000万円の金額になっているということです。

特に有利なことは、過疎対策事業債は起債額の元利償還金の7割が後年度に普通交付税で措置をされるということが非常に大きなものでございまして、本町のように財源が脆弱な町としては非常に助かるのではないかなと、事業展開するに当たりまして。

そういうことでございまして、今、議員ご質問の現段階で考えている内容につきましては計画を策定中でございまして、まだ、起債発行限度額が未定のために、個々の事業についてははっきりしたことは言えません。言えませんが、移住定住、地域間交流の促進、人材育成をはじめとして、先ほど浪瀬議員がおっしゃったように、産業の振興、交通施設の整備、生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、この辺が該当になるかと考えておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思っております。以上、登壇しての回答といたします。よろしくお願います。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

①の河川・水路等。私が申し上げたいのは、田畑、そういった農地とか水田や畑の場合はある程度そういったものはわかっておりますが、皆さんが、あまり水路とか、例えば里道、そういったところが結局、災害復旧がなかなか難しいというところはどういうふうに町として取り扱うのかということをお尋ねしたかったわけですよ。そこが一般の農地とかなんとかは個人の所有のところでありますので、そういったところの限度とか、いろいろ40万円以上とかあるわけですが、そういったところの取り扱いをどういうふうに図っていかれるのか。お尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、水路につきましては、一ツ石の杉の尾井手の時に、そういう助成を増やして対応をさせていただいております。私の考えとしましては、もし作業道路とか必要になった時には、補助の対象にならなければ、それは当然施設管理に要りますので、そういうことで町単独として対応をさせていただきたいと計画をしております。里道につきましてもそういう形で、どうしても危険な所は町単独で進めなければなりません。誰が受益者とわからなければ公共施設と同じように考えなければいけませんので、前回、千綿の一ツ石の所も出しておりますので、そういう形で私は対応していきたいと考えております。よろしくお願います。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

今おっしゃったように、そういった柔軟な対応の仕方を、今後、係が現地調査に行かれて、そういった対応を図っていただければと思っています。

②の観光協会の事務所の移転ですが、歴史資料館の所にありますけれど、やはり、道の駅に新しく、今度情報センターができることによって、事務所を新しい所に持ってくれば、もっと東彼杵町の発信とか、あるいは案内とかしやすくなるのではないだろうかと思っています。先日、観光協会の理事会の折に、町の理事者の人と話をしたところ、なかなか国交省がうんと言ってくれないという話でございましたので、改めて、先ほど言われたように全体は難しいと、一部はどうにかならないかという想いがありましたので聞いたわけでごさいます、今日の町長の答弁の中におきましては、一部はそういった事務所とか何とかは、案内コーナーとかはできるという話でございましたのでそれでよろしいんじゃないかと、そして、東彼杵町の PR をどんどんやっていただければと思っていますので、そういうふうに国交省とも細部にあたっては調整をしていただき、より良い観光協会とか道の駅の発展のためにやっていただければと思っています。

③でデジタルの推進、私が特に若い人たちと書いたのは、やはり、若い人たちはスマホだなんだかんだとポンポンポンと多能なんですよね。ですから、そういう機材をどんどん扱える人の研修をやって、今の管理職の皆さん方は使いこなされると思っていますが、次に繋いでいくために、そういった研修会等をどんどんやって、ある程度、そういったことにあまり不慣れな方なども使いやすい環境を作っていくためには周りに居て、やはり教えてやらないとわからないわけですね。

ですから、今度印鑑証明とか住民票とかコンビニ辺りでもされるということではありますが、そのコンビニでする時はマイナンバーカードを持っていないとできないということなんですか。普通の、マイナンバーカードの暗証番号を打ち込んだりしてはできないということでしょうか。そこをちょっと確認しておきます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、デジタルの若い人ですけど、実は、職員の中にも自分で独学で勉強して、IT の国家試験を持っている方が入らっしゃるんですよ、資格を。若い人です。自分で好きな方はそういう形で研修を受けたり、通信教育だと思ふんですけど、そういう形で。国家試験と言いますか、資格というか、そういうことかどうかわかりませんが、IT の本当に専門な。だから、そういう方たちを生かして皆さんに指導をしてもらう。今、浪瀬議員がおっしゃったように。やはり、得意不得意がありまして、やはり興味を持ってまず取り組まないと、おっしゃるようになかなか進まない。最近、幼稚園と言いますか、そういう子どもたちからスマートフォンに慣れて来て、そういう形でされていますから、小学生も当然。だから、そういう形で、職員にもいますので、そういう形で進めていきます。

もう1つ、コンビニにつきましては、そこに出すときにマイナンバーカードが絶対必要なんです。カードを持って行って番号を打ち込むか、そこはよくわからないんですけど、スキャンをす

るのか、ICチップかなにか。そういうので、今後こちらにも勉強しなければいけません、町民課長がわかれば町民課長をお願いします。町民課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（井上晃君）

コンビニ交付につきましては、詳しいところはこちらの方もわかっておりませんが、現在、保険証とかを利用してのやつ、そういったときのマイナンバーカードの使い方と同じになってくるかなと思います。マイナンバーカードを置きまして、本人確認という形、顔認証ですね。またそれと併せて顔認証できない場合は暗証番号を入れる。やはりマイナンバーカードが鍵になってきます。そういった使い方になるかと思われまます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

私が申し上げたいのは、マイナンバーカードの登録をしないとできないということですから、マイナンバーカードを作らないとできないわけですけど、そういった何桁か数字を打ち込めばできるようにならないのかと思ったりします。今の現段階で、マイナンバーカードを作らないと生活に不自由を来すというのはあまりさほど感じない方もいて、作らない方もまだいらっしゃるんですよ。ですから、そういったことを、若い人は特にマイナンバーカードを作った方が、コンビニとか何とか、日常の勤務を終えてから行くというのが可能になると思いますので、そういったことで、そういうことが必要になってくればマイナンバーカードの推進あたりを、もう少し、町の広報紙などにも載せていただいて、便利になりますよということを発信していただければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

④になりますけれど、移動手段。私が言いたかったのは、厚生施設等の、そういったバスとかなんとかも運用が可能と、過疎債ですね、先ほど町長も言われましたけれど、そういうのが可能になるというふうなことでうたっておりますので、実際、今、川内地区で社協の車をしておりますが、やはり高齢者の方には、今の社協の車では少し使い勝手が悪いとか話を聞いております、シートベルトとかですね。そういった関係で、地方債の適用になれば、結局70%とかありますので、そういったことで、以前は町の方でもなんとかしようとかそういった話も、前町長の時に車ぐらいは町の方でなんとかするとかいう話も出ていたこともあります。皆さん方も聞いておられたと思いますが、そういったことも考えながら、今後、研究をしていただいて、地方債も東彼杵町の議会とかに掛けて、現地対策事業のやり方で県と協議をしながら計画に乗せていかないとできないということは十分承知はしておりますが、そういったことも考えてやっていただければなと。それで、今後こういうことについて、まだ他の地域でこの移動手段とかそういうことをやってみようという地域は、現段階ではありませんか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず先に、移動支援につきましては、どこの市町でも社協の車でされているので、こういう生活

の支援体制ですね。最初から取り組んだ形でしたので、降壇で浪瀬議員がおっしゃったある地区というのは、3地区か4地区で、私が話を聞いておりますのは、10人乗りぐらいのワゴン車。運転手を出すから、町が車をやって、保険も出して燃料代もやって、そこで車が利用できない方の体制を取っても良いという話を伺っております。ちょうど、昨日区長会がございまして、そういうことも含めて、皆さんにまず庁舎の問題もございましたものですから、地域に出向くということで話をしておりますので、あと、大石議員の方から質問がっておりますので、その時詳しく回答をしたいと思っております。

そういう形で、話しが挙がってきている所はあるんですよ。自分たちで運転手を出すからそういう手配ができないか。どうしてもバス停までも行けない、免許証もない。都会に行けば電車とかバスが頻繁にありますからね。その辺は、当然、今からうちの町は対策を取っていかなければいけないかなど私は考えております。今回、過疎債というのが出てきましたので、どういう形になるかわかりませんが、計画に全て網羅して、県に申請をしてみたいと思っております。よろしく願います。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

この移動手段につきましては、やはり、民業を圧迫するところも大いにあるのではないだろうかと思われまますが、やはり年金暮らしの方は、しょっちゅうタクシーに乗っては買い物とかは行けないわけですね。ですから、やはりそういったお互い助け合いというか、今、川内地区でも退職した方が運転手をやっても良いということで、ボランティアでやっていただいておりますけれど、そういった体制づくりができていけば高齢者の方も暮らしやすい町になるのかなど。そして、また家の近くまで行くことによって、町営バスなどと違って家の近くまで行くことによって買い物に行けるということになってまいりますので、そういうところの、今言われたように3地区ぐらい挙がっているというふうな話もありましたので、そういったことも加味しながら、今後有効な金の使いかと言いますか、過疎債あたりを活用しての運営方法あたりも考えていただければと思っております。

⑤の農業の取り組みの中で、新しいということで、確認の意味で聞いたわけですが、昨年も令和3年度もいちごのあれとか牛舎の整備とか、町で独自にやっていただいておりますけれど、新たに町でこれをしようという、現段階では、別に、各生産部会からの要望がなければしないということなんですかね。結局、各部会から町の方に要望に来たりして、係の方に来たり町長部局の方に要望に来たり、陳情あたりに来て、町が、これは地域の産業の発展のためにと判断されれば町がそこにいくらかの援助をしていくということで考えておいて良いですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この補助というのが、個人に対する交付金の補助というのはちょっとできないもので、やはり団体でなければいけないという基本方針がございまして、こちらの農林水産課でも新規事業を考えます。そして、部会の方と調整させていただいて、新しい事業というか、展開をしたいとなれば、私

が予算に上げさせていただくということで進めております。まず、基本的に個人への助成ができないということで、部会と協議をしたい。しかし、新しい仕事、そっちに任せるだけではなくて、役場としても色んな情報を入れて、こういうのはどうですかというのは農林水産課もやっておりますので、全部含めてですね。アスパラガスなどは、本当に事業が、国、県、補助でできた所もございまして。そういうことで評価をしていって、できない所は本当に部会任せでなくても、町でもアイデアを出します。出しますけれど、皆さんが取り組んでいただけるかどうかによって予算付けをしたいということで、部会との協議ということで、今回上げさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

この農業につきましては、特に今、海外輸出の問題ということで、お茶にしろ牛肉にしろ、いちごはどうかわかりませんが、そういったことでシェアが伸びてきていると。日本で売るよりも何倍も高く、良い単価で牛肉なんかは、農業新聞をみますと7倍も8倍も良い単価で売れているということでありますので。そういった研修とか、これは国とのやり取りや県とか通じて輸出なんかもしていかないと。今、牛肉なんかも今あるのは熊本まで持って行かないと、熊本からマカオとか何とかに輸出して、それがまた逆に闇ルートで中国の方に流れたりとかいう話も聞いておりますので。そういったことで、輸出に関する研修会というか、もし各部会あたりが、茶業部会も一緒なんですけれど、出先に行ってその費用を、交通費用を見るとか研修費用、宿泊費用を見るとか、そういったことも可能になるのかどうか。ただ、施設だけの設備投資とかのあれではなくて、そういったところはこういった考え方なのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まだ新年度予算にそういうのを挙げておりませんでしたけれど、今、おっしゃったように、国も輸出も推進しておりますので、そういう形で、今後はそういう研修とか、旅費も含めて検討をしていかなければならない。私も、明日、お茶を海外に出すような状況で、今、折衝を続けておりますので、まだ公表できる段階ではございませんけれど。そういう形で、私と農林水産課長と明日行きますけれど、そういう形で、個々に進めていって。今度、部会の方がそういう研修に行かれる時もそういう形で、旅費とかを含んでいきたい。今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

⑥になります。川内地区の水道の状況につきましては、以前から私も地元ですので見ておりますと、やはり、ボーリングした所、深井戸が鉄分が多くて、機械もポンプも壊れると。何回も昔から聞いて来ているんですね。ですから、そういったことで、法音寺の配水池の水を中川内の所にポンプアップしておりますが、その延長で木場地区に繋がれないかということは、前の課長の時に話を

したことがあるんですね。なかなか現状では厳しい状況でできなかったと思いますが、一時期は繋ぐようなことも言われたこともあるような気がしておりましたが、現段階でまだ繋がっていなかったのかなど。ですから、結局、木場地区においてはやはり配水池まで上げないと各家庭にはいかないということで、先ほど町長が言われたように仮設のパイプを敷いて、それを上げてやっていくということでありましたけれども。それと、新しく上げるのに対して、新しく配管をしてやるのか。今ある、たぶん75とか何とかはまっていないと思います、45mmぐらいかもしれません、本管もですね、木場地区は。そういったところ、現施設を利用して加圧ポンプ2台上げてするのか。新たに掘削して、配管をして配水をされるのか。そこをちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これにつきましては、新設ということで計画がっておりますので、新しくするというので、新設送水管が30mmで920mで、配水管が50から30mmで480mということで計画が上がっております。新しく設置をするということですよ。

一番最上が山内さんで、野口さんはいらっしゃらないんですかね。そこまで、どうしても高低差があって自然流下ができなかったものですから。そういう形で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

今、口径が30mmと言われましたけれど、現在はまっているのは40mmぐらいではないかなと私は思ったりしていますが。それで大丈夫なんですか、30mmで、口径で、ポンプアップして。結局、口径が小さいとそれだけ力も、圧力も上げないと上まで上がって行かないということで。口径が50から70ぐらいあれば楽に上がるということも考えられるわけですが、計算上では30mmでも間に合うということ。人口増というのはなかなか見込めないと思いますけれど、そういったところを確認しておきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

今、30mmとおっしゃっておりますのが送水管になります。新たに設置する配水池まで送る送水管になります。そこにポンプを設けて各家庭に配水をしますけれど、その送水管の関しては50から30mmになります。はっきり言いまして、この川内地区の水の使用量は、一日7、8tから多い時で10tになるんですけれど、ごく僅かなんですね。ですから、送水管に関しては、基本的にタンクが空にならないように、ずっと、常時送りさえすれば大丈夫ですので、その分で30mmと計算結果が

出ております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

と言いますのは、できるだけ送水管も、私も今、中川内の方に上げる送水管が私の近くの所に、元の水道課長の近くにあるわけなんですけれど、それが稼働している時はちょっと高台の所は水が出にくいわけですよ。送水をしている時は出にくい、中継ポンプがある所の手前の家は。ですから、そういう手前の家は中継ポンプの先から水を引いたりした経緯もあります。結局、夜間にそういうのが稼働してある程度溜めるような水、皆さんが使用しない時に上げるようにした方が、各家庭にはまんべんなく行くのではないだろうか。ポンプが回っている時はずっと落ちるわけですよ、その沿線のあれは。そういうところを考えるとされているのかどうかというのがわかりませんが、そういったところを計算に入れながら、ある程度、皆さんが夕方とか何とか。結局、配水池の水路が下がれば回るようなシステムになっていけば、皆さんが同時に使われる時に、結局ポンプが回りますので、全体的な水圧が下がってくるというようなこともありますので、そういったところのタイムスイッチとか、そういうところで調整ができないものか。もう少し、あるいはまた配水池のタンクの容量を少し多くして、なかなか難しいところもあるかと思いますが、そういうところの研究もしていただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

7 番目になりますけれど、過疎債のですね。言っておりますのは、これも先ほど言いましたように、町の議会とか、そういうもので計画を立てて、議会で可決して県と協議をするというような手順だろうとは思っておりますけれど、特に、今、中学校の屋根とか外壁、また、内部の工事とかやるようにされておりますが、そういったものの、例えば、施政方針の中に9月ぐらいまでにとりまとめてやるように書いてありましたけれど、それをどんどん早めに前倒し前倒しでやっていただいて、そのようなものが適用にならないのかどうか、今後。外壁は4年度の改修工事でされるようになっておりますが、内の内装工事あたりを間に合えば、ひょっとしたらという思いがあります。そういったところはどうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、この過疎債につきましては、令和4年4月1日に決定をされて、施政方針に書いておりましたように、6月までに町の職員がまとめて、議会に概略の説明をいたしまして、それから地区に意見を聴きに入らなくちゃいけないんですよ。だから、その後に、9月に議会に提案できればということで施政方針に書いております。年次計画での認定でございますので、たぶん令和5年度からになってしまうのではないかなと、動きがですね。すぐ、さっさささ決まったから適用できるかと言えばそうじゃないみたいでございます。国としましても年間の5000億円とかまず決めて、それで県にどのくらいの配分がくるのか、そういうのが決まってその中からの配分となりますから。どうしても遅れるというか、直ぐには対応できませんでしたが。ちょうど、国勢調査が終わって1年で、5年間といいますけれど実質4年しかないんですね、令和5年から始める。だから、そうしたら、次の5年にして国勢調査の時にどうなるか。その前もずっと私はお願いでどうにもなら

ないのかと職員に聞いていたら、ハードルが上がっていたんですね、その人口の減少率のパーセントが上がって。もうそろそろ該当するのではないかと。と言いますのは、市が元々過疎法に該当していたものですから、東彼杵町はどうなのかなと思ってはいたけれど、これにましても大村とか川棚、波佐見が過疎ではないもんですから。ちょっと条件的に、なぜ東彼杵町だけ過疎になるのかと国も見ているのかなと思っっているんですよ。どうしても赤ちゃんが生まれる数が少ないとか、そういう形で人口の減少率がですね、激しかったということで、過疎債も。

過疎というのは、人口の減少とかも主ですから、非常に対外的には過疎化と言われればもうちょっとそういうことになりますけれど、しかし、実質上、過疎債というのは国が設けていただいているものですから。この過疎を使って色んな事業をして、過疎から脱却してくれということが目的の過疎債でございます。本来なら卒業者が居て、入学者という形になるんですけど、なかなかこの市町も、日本全国で半分が過疎ということで、東彼杵町だけではない、日本全体が沈んでいるということでございます。そういうことで、令和5年度ぐらいたぶん基準に、私はしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

本県の過疎地域を見ていますと、ほとんど、壱岐市、対馬、五島、西海市、雲仙市、南島原市、松浦、平戸、過疎地域に指定されているんですよ。ですから、今、町長が言われたように、なぜ東彼杵町がならないのかなと以前から思っはいたんですけど。そういった中で、今度4月から適用になるということは、不名誉なこともありますけれど、財源を大いに活用していかなければならないと思っております。

そういった中で、先ほど私も言いましたけれど、道路とか何とかもできるわけですよ。今、町内見てみますと、千綿の瀬戸郷の縦道の線とかですね。あるいは、法音寺の周回道路、坂本から三瀬まで行く道路、以前計画の一部の改修もありましたけれど、地元の方の調整がいかずに現状のままとなっております。小音琴の道路なども幅員が狭いですよね。そういった所も、計画路線と言いますか、過疎債の適用になるような、今から計画を、今日明日には直ぐにはできないと思っはいますけれど、そういったところをしていただく。それから、庁舎移転ということになってはいますが、議会では今の図書館の辺りが良いという方向性を議会としては出しましたけれど、そういうふうになってきますと、そこにも商工会の事務所も今構えられています。ですから、そういったことを考えると、商工会の事務所あたりなんかこの過疎債の、産業振興のあれになるようなことを書いてありますが、そういったところを確認のためにどういうふうにもし移転となれば対象になるのか、そこを確認しておきたいと思っはいます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

最初に申しましたように、庁舎は該当にならないということですから、おっしゃった目的で、移住、定住、産業の振興、地域における情報化等も該当しますし、交通手段、これは市町村道ですね、それから水道とか。そういうことありますので、商工会ができるかどうかは計画書に上げて、県に

許可をもらわなければいけないので。ただ、申しますのは、庁舎が対応できないというのは、今まで町単独事業を使っていたのが、70%の交付税措置なら30%で良い。70%お金の余裕ができたというのを、その辺が基金に積み上げられないかなと、私は構想的に庁舎とか色んな基金にですね。だから、そういう形で、今年度で基金も、他のにも使って良いもんですから、そういう形で。今、財源がないことのご指摘も議会から受けておりましたので。方法としては、私はそういう形で考えております。庁舎には使えないけれど、他に使えるのを、単独で使っていたのを過疎債で持っていければ、70%の交付税措置があるから、70%の補助が変わりませんね。だから、1000万円使っていたのは700万円は過疎で使って、300万円しか出さなくて良いもんですから、700万円戻ってくれば、後年度で。それをずっと積み上げられたら、色んな町単独ですね。今、浪瀬議員がおっしゃった商工会の施設も、例えば解体とか、そういうのも含めて、今度、全部網羅して議員の皆さん方にご意見を伺いますので、全ての課に計画を上げるように指示をしておりますので、まず素案をあげて地域に回れば、地域も色んなご要望がございますでしょうから。すべては一気にできませんけれど、そういう財源の見通しがついたのかなと私は思っております。そういう形でよろしく願います。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

商工会につきましては、商工会の会員の皆さんと調整をされてというふうなことになると思いますが、私が言いましたのは、そういったのが対象になるか確認のためにですね。ここに掲載を、対象事業とか何とか掲載をしておりますもんですから、町の考え方をお聞きしたところであります。

もう1つ、各地域にある公民館とか、地域の公民館、公共施設ですね、言うなれば。そういったところの改修とか大規模改修、屋根替えとか外壁工事とか内装工事あたりも、今、町の方でもコミュニティ事業で取り組んでいただいておりますが、そういったところも計画に挙げれば過疎債の適用になって町の負担も軽くなると思われまじけれど、そういったところの考え方はどうなんでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これも集落の整備という項目がございますから、この辺も挙げて。とにかく大丈夫かなと思うものも全て挙げて、あと県の許可を待つような形が良いのではないかなと思っております。考える全てのことは挙げて、なるべく町の一般財源が少ないところでございますから、過疎債を利用できる所は利用したいと思っております。

ここは、浪瀬議員おっしゃったように、集落の整備という項目がございますから、そこがどう、公民館の修理がどうかの県との協議もしなければいけないですから、あります、確かに。そういうことでございます。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

この過疎債についての、昨日区長会がっておりますが、そういった内容の、先ほど私が言ったような、今から町の方でも研究していくから、そういうものも地域でも研究してくださいと、そういう要望箇所等を聞かれたようなあれはありますか。説明会を詳しく昨日はされたんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

昨日、私が区長会で申しましたのは、区長さんから質問が実はあったんですよ、過疎債に指定を受けているのはどういう内容か。

内容は、とにかく70%の交付税措置、70%の補助と変わりませんよということで話をしまして、皆さん方のご意見を伺うために地区に出向きますということはお話をさせていただきました。細目に亘っては説明をいたしておりません。まず、議会の方と協議をさせていただいて、それを素案として地域に聴きに行くという形になっておりますから。そういう形で進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

この過疎債につきましては、やはり町の職員の方も大いに勉強をされて、有効活用というのを図っていかなければならないと思っております。総務課、あるいは税財政課あたりでもよく研究をされて、取り組んでいかなければならない事案だと思っております。そういった過疎債についての主だった執行機関というか、今後勉強会というか、そういうのを重ねて有効利用するためのそういう手立てというか、計画等を考えておられるのか。各課長、全体でそういうふうなことをやっていけるのか。そこに集中して過疎債を。極端に言えば、1人の専門職を置いてやれば70%の交付を受けることができれば良いんじゃないだろうかと思っておりますので、そういった考えを、最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、この過疎が大体方向付けが出てまいりました時に、全ての課に資料をこちらにも配布をしまして、主管となるのが、まちづくり課が無くなりますので、企画係、そこが主管となって、たぶん各課長、そういうことで協議はずっと進めていかなければなりません。取りまとめが企画係で。先進地の事例とか全部配布をして勉強をさせておりますので。そういう形で、先に、やはり仕事は先に先に進んでいかないと出遅れる可能性もございますから。そういう形で体制は取っておりますので、よろしく願います。

○議長（吉永秀俊君）

これで、4番議員、浪瀬真吾君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時32分）

再 開（午前 10 時 38 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を開きます。

次に、5 番議員、大石俊郎君の質問を許します。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

早速質問させていただきます。3 点。

まず、大きな 1 点目、新しく設置される情報センターの活用について。

近々工事が完了し、リニューアルされる道の駅がスタートしようとしています。来年度予算においても、観光費は大幅に増額されております。

下記 3 点についてお伺いします。

①町観光協会を中心に情報発信とありますが、どのようにして町の観光や文化、恵まれた自然観光などを広めていかれようとしておられるのか。具体的な方法をお聞かせください。

②町観光協会で決められることですが、情報センターで常勤し、直接情報を発信していかれるスタッフ数は何名になると聞いておられますか。

③については、先ほど同僚議員が質問して、町長答弁しておられますので、答弁結構でございます。

大きな 2 点目、施政方針の結びに、可能な限り地域に出向き、町民皆さま方のご意見等をお聴きし、云々とあります。コロナ禍の中、どのようにして町民の方々との対話を推進していこうと考えておられるのか。その点をお聞かせください。

大きな 3 点目、町長は、選択と集中という言葉が大事にしておられます。施政方針の中において何を重視し選択をされたのか。また、何に集中しようとしておられるのか。逆に、来年度施策を考えた中で、選択されなかった施策はあるのか。その点をお聞かせください。登壇での質問は以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、大石議員の質問にお答えいたします。

観光協会を中心に情報発信でございますが、方法にお尋ねだと思います。

道の駅には、年間 100 万人の来客がっております。まずは、この方々への情報提供及び発信として、新たに整備されたトイレ休憩室及び情報提供施設を、情報センターとして活用し、観光情報やスポットを紹介し、町の魅力を発信していきますが、その仕組み作りや体制作りを支援し、町観光協会と連携を図っていきたくと考えております。

なお、観光協会におきましては、各関係団体及び関係者によるアイデアや総意工夫を図っていただきたいと考えております。また、文化や伝統芸能と、そして町の歴史等につきましては、情報センターでの紹介や情報発信によって、隣接する歴史民俗資料館への誘導も図り、相乗効果を図っていきたくと思っております。また、紹介動画を大型モニターで流す予定にいたしております。

②についてでございます。観光協会の常勤、職員でございますが、2 名が予定されております。こ

れは公募によって行う予定と聞いております。

続きまして、③は省略されましたので、大きな2番目でございます。

コロナ禍の中での地域に出向く、可能な限り出向くとしていたるところでございますが、実は、令和元年11月から令和2年2月末までに、町内18地区を回っておりまして、町政懇談会を開催いたしておりました。そして、町民皆さまのご意見を伺っておりましたが、新型コロナウイルスの影響で中断を余儀なくされております。コロナ禍ではございますが、新型コロナウイルス感染の状況を見ながら、また、感染対策に万全を期しながら、令和4年度には町政懇談会を再開し、またゼロに戻って全地区を回りたいと思っております。

これは、昨日区長会でもお話をさせていただきましたけれど、今から気温が上がってくれば夜でも窓を開けて、とにかく焦点を絞って、例えば、庁舎問題、過疎、この辺で絞って、後の注文は後で聞くという形で、短時間で終わる方法はできないか模索しているところでございます。とにかく、やはり、令和元年から18地区回っていましたが、他の地区からもちょっと文句を言いたいから出て来いと言われておりますけれど、コロナでできません、コロナが収束と言いますか状況を見てお伺いをしますと言っておりますので、必ず、34地区、私も残された任期が1年しかございませんけれど、そういう形で回りたいと思っております。やはり、皆さんのご意見をお伺いしないと、庁舎の問題、それから過疎の問題。そういう形で進めていきたいと思っております。よろしく願います。

それから、施政方針の何を重視したのかでございますが、これは、私は、財政規律を守りつつ未来への投資を行い、緩やかな人口減少対策を重視して、施政方針の選択をしているところでございます。

そして、次に、何に集中しようとしているのかということでございますが、町民生活の向上と住み慣れた場所でいつまでも安心して暮らせる町にするために、集中していきたいということでございます。

もう1点、選択しなかった施策というのは、私が公約に挙げておりましたウォーキング等の健康ポイント事業の取り組みがどうしてもまだ進まず、今回も取り組めなかったということでございます。以上、登壇しての回答といたします。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

町観光協会のことですので、町観光協会が主体性を持って推進されていくのは言うまでもないことであります。

そこで、町当局がどのように関わっていくのかという質問でございます。

で、観光協会、前はふるさと交流センターでございました。今、過去、町から観光費として補助金がずっと交付されてきておりました。では、ちょっと急な質問でお答えできるかどうかわかりませんが、平成25年及び26年度の観光費はいかほどであったか、ちょっとすぐお答えできますでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

すみません、今ここで急に答えることはできません。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

私が調べた限りにおいては、平成 25 年度は約 226 万円でした。平成 26 年度は 461 万円でした。

ふるさと交流センターが発足したのが、平成 28 年。これを契機として観光費が大幅に増額されていきました。その中身は人件費が左右していることは言うまでもありません。

で、平成 28 年、ふるさと交流センター発足に際し、私も当時議員でございます。町長も議員であられた。前町長は、その時、こう答弁されておられました。近い将来、独立採算性に移行させます。ということを前提に、当時の議会はこのふるさと交流センターの発足を認めたわけでございます。

そこで、独立採算性には程遠く、それから、令和 4 年度の観光費の、これは予算額でございますけれど、平均額は約 1400 万円に及んでおります。その財源はすべて一般財源であります。ふるさと交流センターが発足して 7 年目、今は観光協会でございます。

成果として、その財源に見合う一般財源を投入した費用対効果が今までこの 6 年間顕著に出て来ていると思われませんか、いかがですか。最初は、出ている、出ていないの結論だけお聞かせください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

費用対効果であれば出ていないと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

何を私は言いたいのかと言うと、非常に、東彼杵町というのは自然が豊かであり、水もきれいな町でございます。そういった意味で、これを費用対効果、前町長が言われた独立採算性に移行するということは、私は、これからかなり極めて困難であると認識をしております。この点の認識を、私が今言った認識が、町長の認識、どういうふうに思っておられるかお聞かせください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私の認識としましては、例えば文化とか観光とかというのは、民間が取り組めない費用が、儲からない事業は、やはり公共団体で取り組む必要もあるのではないかなと思っております。ですから、そういう事業にも展開をしないと町自体のイメージもありますし、私はそういう形で捉えております。独立採算と言われれば、かなり厳しい。これは色んな事業をして、収益を上げる事業でないと厳しいです。他の町の観光協会もお尋ねしましたが、なかなかどこも収益というか、それだけ人件

費を2名分とか払うのは無理だということで受けております。他所の町の方も、まだ一般財源を投入しておられる所もあるし、非常に厳しいところもございますが、東彼杵町としては、そういう形で、文化とか観光を、お金に代えられないものを町に負担させていただきたいということで私は考えております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

今、町長から答弁いただきましたように、費用対効果、独立採算性、要するに文化とかそういうものについては、町長の考えと全く同感であります。そういうところにはしかるべく予算を投じて投入していくべきであろうと思います。

しかしながら、これから東彼杵町は人口が増加することは考えられません。どんどん減少していくであろうと思います。先ほど過疎債の過疎法の適用もありました。しかしながら、あくまでも財源が一般財源ということなんです。これをできるだけ小さくしていくためには、私は、前にあったふるさと交流センターという組織を大幅に見直さなければいけないのではないかなと捉えています。これがずっと存続する限り、大きな人件費に費やされていくわけでありまして。そうすると、この一般財源の分が町民のしわ寄せに、未来永劫しわ寄せになっていく。ここで、やはり、町長の選択と集中にも、先ほど、次の3番目の大きな問題にもなっていくんですけど、こういった観点から、将来的に見直す考えはないのかどうかお聞かせください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、私の基本的には、何回も申し上げておりますが、日本全体が人口が沈んで、東彼杵町だけが突出するわけではない。東京も人口が沈む時がくる。大村市も今は増えてはいますけれど沈む時もあるということで、市長とも話をしておりますけれど。やはり、この町という境界線を超えて、住民票を持たない方も東彼杵町を応援していただけるような形、これはふるさと納税ですね、そういう形で。今、千綿でuminoわというのをされていますけれど、他所の町から移住してこられて、そこで事業も始められて、今、新しく増えられた方が100名ぐらいいらっしゃると思います、移住ですね。だから、そういう形で。ここにお金は投資しますが、そういうのを未来に向かって町のために使うお金だと、投資だと思っていただければ。人口は減りますよ。減りますけれど、私がさっき言いましたように、緩やかな人口減少を続けていかなければいけない。今、社会人口研究所よりも少し多く、減り具合がですね、年度ごとに。だから、もし5,000人、3,000人となった時は、そういう大石議員の思うように取捨選択というか、できるものしかできないということになると思いますけれど、今はそういう形で、若い人たちも活動をされて進めておられますので。ここはしばらく投資という意味で皆さんご理解をいただければ、私はそういう形でいきますけれど、独立採算はやはり無理ということは基本的に置いております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

観光協会の見直しについてということは、しばらくの間はそういうことにはしないで、今の投資は未来への投資ということで対応したということとお伺いしました。

次は、②のスタッフの方の質問です。2名でやるというふうにお伺いしました。公募すると言われました。じゃあ、今、前から勤務しているふるさと交流センターから勤務している人を含めて公募されるのか。あるいは、となると3名になるし。この辺のところを、ちょっと、私の理解がなかったんで、この点ちょっと言及していただけますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

申し訳ございません、説明不足で。スタッフ数は何名になるかとおっしゃったものですから、合わせて2名ということですね。1名だけ公募する。今までの方は1名いらっしゃる。そういう形です。すみません。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

わかりました。

今度公募される1名の方を踏まえて2名になります。2名体制で、先ほど同僚議員が質問しました場所、今後情報センターで、2名ともそこで、出来上がった段階で歴史民俗資料館を引き払って、情報センターで2名の方が常勤をして、情報センターで常勤にして勤務されるという理解でよろしいですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私は、資料館から表に出ていただいて、そこに常時2名は居ないかもしれませんが、1名居て、また1名の方は外に出て案内とか、そういう形でできると思うので。とにかく、資料館からこちらに出て来ていただくと。町の冊子も当然そこに置きますけれど、ただ、浪瀬議員の時も言いましたけれど、区切りはできないもんですから、空間を利用させていただくという形で、そういう形でおります。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

歴史民俗資料館を引き払うということ。私も当然そうあるべきだと思っておりましたので、了解いたしました。

では、次の大きな2点目の質問に移らせていただきます。

先ほど、町長は、18地区を町政懇談会でやったと言われました。期間が長かったような気がするんですけど、令和3年度中ほぼすべての期間コロナに見舞われたような気がしています。令和3年度期間中、各地区の町政懇談会の数はいくつで、どこの地区と懇談されたか教えていただけます。わかったら教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

令和3年度は駄目だったんですね、コロナが発生して。先ほど言いました、元年から2年までだった。あとは一切できなかったということです。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

じゃあ、先のことは見通せませんが、コロナが早期に沈静化することを願いたいんですけど、コロナが沈静化しない、ずっと令和3年度と同じような状況が続いたと想定した場合、じゃあ、また各地区との、34地区との町政懇談会はできないということになってしまいます。そこで、町長は、今年度の教訓を生かして、こういうコロナ禍で、先ほどちょっと述べられましたテーマを絞ったりとか、夜窓を開けてとか、そういうことを言われました。そういうことで34地区、来年度は回りたいということでありました。

じゃあ、34地区を全部回るとすると、一月に3地区回る必要がありますね。十二月掛ける3ですから。36地区引く34引くで2地区しか余らないわけなんですけれど。じゃあ、その実行するに当たって、今から各地区と積極的に、どの地区と懇談会をやるかという計画を上げないと実行できないと思うんです。その計画を作られて、各区長さんと密接に実行されるお考えはあられるんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、18地区、令和元年11月から2月まで回った時も、まず各地域の状況を、例えば郷集会の前に来てくれとかという日程がずっと決まって、私たちがそれに合わせていく。私の日程が合わない時は調整をしていただくという形で、とりあえず地区にお願いをします。いつが空いていますかということ。もし、そういう形で期限が決められた時は、2か所ぐらい回る可能性もあります、時間を決めてですね。だから、この集会といいますのは、長時間に亘れば、もう一度来た人がもう行かないとなる可能性もございますから、私はなるべく短時間で終わる会議、そうしたら次も行ってみようとかなるもんですから。先ほど言いましたように、焦点を絞って地区からの道とか水路とか別の機会にさせていただいて、今度は庁舎と過疎、絞って行く。どうしてもまん延してコロナが収まらない時は、例えば、班長さん、全部ではなくて班長さんが代表で来ていただく形で話をおろしていくということもしなければいけないかなと思っております。

とにかく実行をしなければ、過疎は先ほど言いましたように、皆さんの意見を伺うようになっていきますもんですから。そういう形で地域にお尋ねして、調整を早速4月から始めたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

今、町長が答弁していただいたようにテーマを絞って、庁舎とか過疎の問題とかに絞って、是非、

34 地区すべてに前倒しで、町政懇談会を実行していただきたいというふうに思います。

次の、大きな3点目の質問に移ります。

まず、先ほど登壇して私が言いましたように、町長は選択と集中という言葉を大事にしておられました。そして、選挙公約の中で達成できなかったのはウォーキングという、ウォーキング等の健康ポイント事業ですね、これができなかったということを紹介いただけましたけれども、今回、その他にも、町長は先行公約としてたくさん政策を数多く掲げておられます。それと今回の施政方針と絡めていくつか質問をしたいと思います。

まず、工業団地の造成ということで公約を掲げておられます。どういうふうに書いておられるかというと、紹介しますと、交通の利便性と自然災害に対する強靭さをPRした工業団地の造成。やはり、今回、県知事選で当選された大石知事。大石知事も雇用と団地ということを強く公約に掲げておられます。おそらくそういった政策を推進し、13市8町に市長さんとか町長さんに調整してこられるんだろうなと思っております。こういった知事の交代を、新庁舎になられたことを契機として、もう一度、町長が公約に挙げられている工業団地の造成ということの見直し、一回、私質問しました、前回ですね、その時は現在のところ考えていないという答弁だったと思うんですけど。知事の交代に伴って、その考え方を変更される、あるいは検討してみたい、検討してみたいというお考えはないかどうかお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

誠に申し訳ないですが、私の任期中の公約ということで挙げておまして、工業団地の造成というのはかなり時間を要するんですね。用地の買収から企業の見込み、その辺の調査も必要でございましたもんですから、他の方の事業にも押されてしまってできなかった公約の方にもあります。原子力の問題もございまして。全てができなかったのは反省していますが、大体のことはできたのかなと自分で思っております、今までの掲げた事業はですね。表に掲げていたのが主な項目でございましたもんですから、先にそれに取り組みさせていただいた。ただ、中学校の問題がまだ、地域に入っておりませんので、そういう形でまだできていませんが、そういうのも含めて、今度は町政懇談会でまずしたいということですのでしております。

工業団地につきましては、私の今任期中、ちょっと厳しいのかなと考えております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

工業団地の造成についての町長のお考え方はわかりました。

次の公約、またこれも同じようなことになるかもわかりませんが、ちょっとお伺いいたします。

新たな町の宅地開発を、地元企業で建設する新会社で対応。クラウドファンディングの募集ということも掲げておられます。

で、ですね。これらの点に関して、地元企業の方とこの公約について話し合いというか会議とい

うか、持たれたのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

地元の方とはまだ話をしておりませんでした。私がこの方針を変えたのは、今、蔵本のセブンイレブンの後ろに、民間企業の方が一戸建て建売で進出をしていただいたものですから、私はそちらの方でお願いをしたいと変えました。まず、どのくらいの需要があるのかわからない、民間の企業の方もですね。まずやってみて、そこで大体、売れ行きが良かったら増やすということでお話を聞いておりますので、まずその辺の状況を見ながら、私がする前に民間にさせていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

宅地造成については民間企業を優先してやっていきたいということでありました。

次の公約で、未来を切り開き、生きる力を育む教育の樹立も掲げておられます。この公約は、施政方針の中にどこにも出て来なかったんですね。町長は、教育重視ということ、議員の時も町長になられてからもすごく大事にして強調しておられたと私は認識していたんです。で、いたんですけど、残念ながらこの公約が施政方針の中に出てきていなかった。この、先ほど未来への投資ということで財政規律をしながらということも言及されておられました。この教育に対する未来への投資、これもあきらめたのか、あるいはもう既に達成し終わったのかどちらなんでしょう。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、挙げておりますけれど、この施政方針の項目に挙げていないから重視をしないということではない。施政方針とは、一般的に年度の方針を決めるので、主なものを挙げただけでございます。一応、未来への教育もそうでございますが、まず、GIGA スクールというのが始まりまして、1人1台タブレットも配布をされておりますし、そして、色んな企業の方に、子どもたちが2日ぐらい出向くんですね、事業者の方々に。そういうのもやっておられます。今度、未来への投資もできなかったんですけど、私は、例えば、コロナでできなかったんですけど、考えていたのは、以前やっておられたんですけど、子ども議会というか、中学生とか入っていただいて、色んな意見を聴く、議会です、議員さんになっていただいて。議長さんも子どもさんがここに座っていただいてやったことがあるんですよ。そういうのをやってみたいなと考えていたんですけど、コロナでできなくて。もし来年度、コロナが沈静化しましたら、そういう形も考えていかなければならないかなと、個人的には考えていたところで、表には出していないですけど。そういう子どもたちの意見をやはり聴きたいと。もうずいぶん前にやったんですよ、子ども議会というのをやったんですよ。議長さんとか副議長さんとか入ってもらって、議会の方も入っていただいて子どもの意見を聴く。ちょうど、議員さんが議長と言って質問をされる、そういう形です。私が答えるという形ですね。そういう形で、やはり生きる力というか、自分で考えて自分で判断するというのを付け

なければいけませんので。そういうのは小さな町であればあるほどしやすいんだなと私は考えておりますので、今後そういう形で進めていきたい。切り捨てたわけではないということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

今、町長が言われた、ここに子どもたちを呼んで、子どもたちから、児童生徒から質問を受けるような議会を、是非していただきたいと思います。

やはり、施政方針の中に教育という、重視していないわけではないと言われましたけれど、施政方針の中に出て来ないと教育の充実が、少し頭のどこかに、あっちの方にいかれたのかなと思って、ちょっと確認のため質問させていただきました。

それからひとつ、町長は、今年度、中学校、小学校の授業を観に行かれたことはありますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

はい、中学校に行きました。パソコンの使い方も兼ねて、収入支出、商業簿記。先生が諫早商業から来られて講師をされたんですよ。その時、教育長も一緒でしたけれど、学校の見学に行きました。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

是非、中学校だけでなく、千綿小学校、彼杵小学校にも足を運ばれて授業を観に行かれてください。そして、子どもたちの中に、岡田町長と話したことなか、話したかという声も多くあることも現実です。町長は、やはり身近におられるということは大事なことだと思います。是非、来年度、町長もお忙しいでしょうけれど、多忙な中に計画されて、できれば不意急襲的に、担任の先生は困ると思いますけれど、校長先生は、そういうありのままの。通告しますと学校は準備しますから。もう、不意急襲的に行かれて授業を観る。その方が、学校の状況を、ありのままの状況を知ることになって良いのかなと思います。

もう少し時間がありますから、もう 1 つ質問させてください。

道の駅の管理費、年々増加して、平成 4 年度は約 1700 万円を超えて計上されてきております。この道の駅、連合審査の時に課長にも、同僚議員からも出ましたけれど、私も質問しました。やはり家賃収入、これは一覧表にして出してくださいとお願いをしています。これは、税財政課長の方とまちづくり課長とで違うんですね。収入、家賃収入の方はまちづくり課長であり、違うか、逆か。逆ですね。そういうところを一覧表にして出して欲しいなと思っております。と言うのは、町長はどういうふうに答えられたかという、野菜を持ってくる人もいるよ。それは当然私たちも知っているわけなんですよ。そこは知っているわけなんですよけれど、今、道の駅から町に入って来る唯一の収入という、家賃収入とわずかな自販機の設置料ぐらいかな、これだけ。あとは色んな所に道の駅の宣伝費から含めて諸々ですよ。本当に膨れ上がってきております。ここに投入された金額という、合計すると平成 30 年度から、ここに資料がありますので紹介しますね。

平成 30 年度から令和 4 年度まで家賃収入が 1 億 9890 万円、約 2 億円という状況です。逆に町が負担する管理費、6 億円を超えています。この実態、この実態が東彼杵町に大きな負担になってくる。これは先ほど私が言った観光費もそうなんです。この道の駅の負担の果てしなく町民の方にズシッと、これは 10kg、20kg の重さではないですよ。100kg、200kg の重さが両肩に掛かってくると私は思っています。人口減少していく最中、こういったところも本当に見直していかないと、この町は将来どうなるのかなという危惧を持っております。この点町長の所見を聞かせてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今度、今、委員会で出ました資産表というのを作成しておりますので、それをお配りして説明を担当がしますので、議会が終わってですね。そういう形で、道の駅も家賃だけではなくて、色んなしていただいたことがあるんですよ、事業というかそういうのをですね。だから、そういうのを含めて、全てが家賃だけではないということを資産表を使ってご説明をさせていただきますので、そういう形で今度回答いたします。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

以上で、私の質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、5 番議員、大石俊郎君の質問を終わります。

次に、2 番議員、立山裕次君の質問を許します。2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

それでは、登壇しての施政方針に対する質問をさせていただきます。

1、農林水産業の推進について。

町長は、農業において、いちご、アスパラガス、みかん、畜産などの主要作物については、特に担い手の減少や高齢化により早急な対応が必要である。水産業においては、漁業担い手確保に向けた支援を継続していくとおっしゃられています。

町では今までに数名の地域おこし協力隊員を任用されていますが、観光や町おこし等に力を入れておられるのではないかと思いますので、今後は農林水産業にも地域おこし協力隊員を任用されたらいかがかと思えます。全国では任期後そのまま就農されたり、狩猟免許を取得し鳥獣害対策などに活躍をされていると聞いています。

令和 4 年度に農林水産業に関連する地域おこし協力隊員を募集する考えがないかお尋ねします。

2、建築施設・インフラ施設の整備について。

町長は、役場庁舎を含め、老朽化が進んでいる公共施設の整備を進めていくと言われております。そのような中で新しい役場庁舎を整備される場合、役場機能だけの庁舎を考えておられるのか、老朽化した施設を集約し複合的な庁舎を考えておられるのかをお尋ねします。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、立山議員の質問にお答えいたします。

農林水産業の協力隊員のことでございますけれど、農業担い手確保の基本的な考え方としまして、本町で就農したいといった明確な目的を持った方は、協力隊員としてではなく、令和4年度から強化される国の就農支援制度、研修及び実践を活用をしてできるだけ早く就農に結びつけられればと思っております。ご提案の協力隊として任用を想定するのは、田舎への移住思考のある方を対象に、農業も選択肢の1つとして考えている、いわゆる半農半Xの方などが募集です。最大3年間の任期を生かして農業等に関する任務をしていただき、地域性、人、生活環境など、充分に知っていただく中で、退任後も安定的な収入を確保できる仕事を見つけることを前提とした半農半X、それから半林半X、これは林ですね。半漁半X、これは漁業です。などにチャレンジできる持続可能な多様な担い手育成プロジェクトなどとして任用できないか考えているところでございます。

そういった方を増やすことができれば、有害鳥獣対策など様々な形で農林水産業に関わっていただくことができ、担い手減少の歯止め、地域産業の振興、地域活性化、人口減少対策に繋がるものと考えております。

実は、令和4年度、今度の4月1日付けで1名、協力隊員として女性の方が採用されますが、この方は、動機の方に書いておられますが、農業漁業を学びたいと思っているということで書いておられますので、協力隊員として4月1日からお見えになります。女性の方で、家族もいらっしやいまして、一緒にこちらに移住をするということでございますので、そういう形で進めているところでございます。

先ほど言いました、半農半Xに関する国の動きでございますが、デジタル田園都市国家構想めぐり岸田総理が発言されております。リモートワークの推進などで地方に呼び込んだ都市部の人材が、スマート技術も活用して半農半Xに取り組むことを支援する考えを表明されておりますので、多様な農業者が安心して生産できる豊かな農業の構築に取り組みたいと述べられております。

また、農泊やジビエの利活用など地域資源を活用した事業創出も進めるということで発言がっておりますので、その辺も注視をしていきたいと思っております。

それから、農地取得の下限廃止、今国会に提出の予定でございましたが、農地法による農地の権利取得時の下限面積を廃止をされています。今まで5,000㎡以上ということでございましたが1,000㎡ぐらいで農地が取得できるのではないかなと思っております。そういう形で農業新聞等にもいろいろ書いてありますので、今後研究をしながら、どういう形で、協力隊で進めていかれるのか考えていきたいと思っております。

次に、2点目の建築施設・インフラ施設の整備についてでございますけれど、施政方針で申し述べているとおり、新庁舎整備につきましては、議会からの提言を基軸に検討、協議を行い、ある程度の案を持って町民の皆さまに説明、ご理解を頂けるよう努めてまいりたいと思っております。

本町では、庁舎以外の公共施設も老朽化がすすんでいます。施設、整備には、巨額の財政支出が必要であり、既存公共施設の長寿命化と集約化を図ることが重要であると認識をいたしております。新庁舎整備や防災を含めた役場機能の整備は当然のことながら、公共施設、個々の長期的な整備計画と財政計画のもとに検討していくことが必要と考えています。

本会議後には、東彼杵町公共施設長寿命化計画を説明することとしていますが、今後も十分検討協議をしております。それと、庁舎の中に、立山議員がおっしゃっていた複合施設の図書室等も入るかなと思っておりますので、今後、財源的な問題と皆さん方のご意見をお伺いしながら、設計段階でどういう形になるのか取り入れていきたいと思っております。

川棚町役場が、実は、図書室がなかったということで、新庁舎は落成をされています。今、出来上がっておりますが、農協の、今、仮庁舎で使われている所に図書室を移すという方針の表明を町長がされておりますので、どういう形になるのか、複合施設としてどういう形になるのか、今後進めていきたいと思っております。

私が先ほど、浪瀬議員の質問や大石議員の質問の時に言いましたけれど、過疎債というものあくまでも借金でございますので、こういう形で捉えながら、一気ににはできないということでご容赦いただきたいということでございます。よろしく申し上げます。以上、答弁終わります。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

1番の農林水産業の件ですけれど、就農支援制度を使って就農だけを考えていらっしゃる方を目的として採用されたいということなんですけれど、それは、国の方から、県の方から手当と言いますか、採用された場合、ほとんどの助成があるのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは国の助成制度を使って交付税措置で、協力隊はですね。私が考えておりますのは、立山議員がおっしゃるように、そういう方が来ていただいてここに定住されるためには、まず経済的な収入が確定というか、そういう形でないとやはり3年間でどうしても戻らざるを得ないということでございますので、農業だけでいけるのかどうかも検討をしながらですね。協力隊員の時には月にいくらと決まってもらえますけれど、任期が終わった後のことを考えなければいけないものですから、そういう就農も含めてどういう形になるのか、この辺は今後、検討課題にしていかなければならないと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

そうしたら、もし、地域おこし協力隊の方を募集された場合で半農半Xになるんじゃないかというお話だったんですけれど、それでも私は良いかなと思うんですね。農業、漁業にまず興味があるし、その上に近くの、農業、漁業に携われない時は近くの所で働く。今から、そういう多様な働き方が出てくるのかなと思っておりますので、それで良いのかなと思っております。

先ほど、4月から新しく採用されるということで、この前一般会計の時に聞いたんですけれど、女性の方で、子育て支援、移住定住の方に力を入れられると聞いたんですね、その時は。農業に携わりたいとか、その辺は聞いていませんでしたので、今回、それであればということでさせていただいたんですけれど。

地域おこし協力隊の場合、給料の大部分は国の方から補助があると思いますけれど、手当的なもので町が単独で出される部分があるかと思えますけれど、例えば、1人募集して採用した場合、何割程度が国から、何割程度が町単独でされるのかわかりますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

地域おこし協力隊員についての手当は、国の方から470万円を上限として手当がございます。そのうち270万円が給与等に充てられる内容でございます。あと残り200万円は活動費ということで手当できる内容でございます。現状の手当等については、MAX270万円内で収まるような設定かれこれをして対応しているところでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど私漏らしておりました、立山議員の質問の中で、令和4年度の新規就農支援事業というのを先ほど私申し上げましたけれど、これが、機械や施設などの導入支援で、最大が1000万円あるんです。国が最大500万円、県が最大250万円、自己負担が250万円、これは無利子資金でございます。就農資金が活用できるということです。

それと、もう1つ資金としましては、経営開始後の支援ということで12万5000円を最長3年間。それから150万円を最長3年間ということになっております。1と2のいずれかですね、いずれか。経営開始、これは経営開始後の支援で、経営開始前の支援は、期間が短くなってまして、月に12万5000円を最長2年間か、150万円を最長2年間かということで、これが新規就農支援事業というのが、私が先ほど申し上げました中で助成ができるということでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

今のおっしゃられた分ですね、1000万円あるということは言われるとおりに本格的に機械等を揃えられるということなんでしょうけれど、そういう方ももちろん任用されて結構だと思いますし、それと並行してですね。先ほどの話でいきますと、1人、例えば、地域おこし協力隊に任用した場合、ほとんどが国からの補助で賄えるみたいな話でしたので、最長3年間、まず頑張ってもらおうとか、今までやられてきた農業のやり方とひょっとしたら違うようなやり方をされるような方もいるんじゃないかと思えますので。要するに、人数は決まっていなければ、例えば、今まで東彼杵町は2名という形でやられたかなと思うんですけれど、他所をみると4名とか5名の所もいらっっしゃいますので、令和4年度は2名体制でいかれるおつもりなのか知りませんが、もしよろしけ

れば私はもっと増やせるのであれば増やして、変な話、町の財源はそこまで使わなくてもなんとかできるのではないかと思いますので、検討は今後も続けていただければと思います。

2番の建築施設、役場関係ですね、早く言って。役場の機能だけにするか複合的なものにするかは色んな方たちの話を聞かないとわからないという答弁だったかなと思いますけれど、町長自身の聴いて決めると思いますけれど、現時点での考え方はないですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私の考え方は、まず庁舎の整備にいくということで、平米数もございますし、庁舎の敷地の面積もございますし、そういうのを含めて総合的に検討しないと。今、これも入れる、あれも入れるというのは私の段階で発表はでき兼ねるということでございます。皆さんと協議をしながら進めて行くということですのでよろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

なぜこれを、庁舎を聞いて、役場機能だけなのか、複合的なものを考えているのかと聞いたんですよ。今、報道とか巷の文書などで出ているんですけど、役場は新庁舎を建設するのか、総合会館を改修するのかということが出ていますけれど、確かに、住民の方は興味があるのではないかと思います。その中で、町長が議会の方から役場庁舎に関しては新庁舎が良いのではないかと提案があったと言われていらっしゃるんですけど、大部分の議員が、役場庁舎は総合会館で改修した場合、今20年経っていますので、40年ぐらいしたら建て替えるのかなと。それであれば、ちょっと話が出ていますけれど、図書館をどうするかははっきりわかりませんが、そういうものも複合化して、集約して複合して作ったら、例えば、壊して作る、壊して作るというものがなくなってくるかなと、一回で済むんじゃないかということで、議会の大部分の議員はそういう話しをしてこういう提案に至ったんだと私は思っているんですよ。そういうところは全くなくて、どこに作るのということだけ言われていますので。実際、今日午後から話があるのかなと思っているんですけど、残す機能の老朽化した建物と言いますか、建物の中の残すもの、そういうものを今から住民の方にまず確認をされるという形でいかれて、その中であれば、役場庁舎の中に複合できる、集約できるものを考えていらっしゃるのか。例えば、地区地区で確かにあると思うので、ここは何年後に、例えば、こういう補修をしたいとか、そういうふうに考えていらっしゃるのか。長寿命化とはそういうことかなと思いますので、必要なものと言いますか、無くてはならないもの、無くてもいいものの、まずその辺を考えていらっしゃるのか、どちらでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私の考えとしましては、例えば、2つあるものを1つにする有利な助成とか起債があれば、そっちの方で片方解体して一括してした方が良いのかなという考えもございます。今の図書室の方は、まず私が考えていますのは、学童保育と言いますか、その辺の、まず耐震もできていない、子ども

さんですから。その辺の、今まだ発表できませんけれど、水面下の方で交渉をして地元の方の賛同も頂かなければ移設が、移設と言いますか、そういうことでできませんので、そういうのは考えています。まず、学童の今使っておられる建物はそういう形で危ない、雨もりも今ひどいですからね。私、この前、見に行ったんですけど、本当にひどいです。ちょっと時間が、もう急がなければいけないなと思っております。これも議会の方で、まず私がご相談させていただいて、全員協議会か何かで。それで皆さんのご同意が頂ければ、そこでまた地元にも説明行かなければいけないもんですから、そういう形で。まずは複合化でないんですけど、そこだけは先に進めさせていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

そうしたら、役場庁舎は建てる場合で、新築という形でしゃべらせてもらいますけれど、その場合、過疎債は使えませんよと何回も聞いていますけれど、集約して複合化した建物でもやはり使えないんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

庁舎は絶対駄目なんです。なぜかと言うと、緊急防災事業で手を挙げておけば良かったんですけど。波佐見も川棚も。その時に手を挙げていなかったから、そこで国が 20%ぐらいか、交付税措置をするような形になっていたんですがうちは挙げなかったということで、他に手当がないんですね。だから、過疎債も当然使えませんけれど。そういうことで、過疎債も借金ですから公債費率がずっと、いっぱい借りるということはできません、県もそれは判断しますから。

だから、私が最初に言いましたように、そういうお金を単独の方にまわして残った分をそっちの方に積み立てて、なるべく早い時期に。また、ここの耐震がどう出るか、急に出て行かなければならないかもしれません。その時はまた、対応を皆さん方と協議をしなければいけませんけれど。

総合会館にしましても耐震をすればできると思います、3 類が 2 類、1 類にですね。しかし、空中にフロアを作ったりした時に、また耐震のあれが、今の現存とちょっと違うような形になるんじゃないかなと思っておりますので、その辺も含めて、私は、先ほど立山議員もおっしゃたように、20 年も総合会館を建てていくなら、こっちの、新しく建てた方が 50 年、60 年とするなら、こっちが 40 年しか時間が無くなるという形になれば、やはり新しい方に舵を切ったということでございます。財源の問題も先ほど何回も言いますようにそういう形で、町単事業の方が起債でまわして、そっちの方を積み上げていきたいということで考えています。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

ちょっと教えて欲しいのがあるんですけど、平成 29 年度に、公共施設等適性管理推進事業債というのが創設されているということで、地震の関係かなと思いますけれど。集約化とか複合化をした場合、普通の充当率や交付税措置率が高いということになっているみたいなんですけれど、そ

れも役場施設だと使えないということですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

複合した場合は、図書室の分だけは出てくると思うんですよ。と思いますが、果たして庁舎の中に図書室が、例えば子育ての施設となった時に、庁舎としての機能がどうか。他のを見て回った時に庁舎は庁舎でいくのが正しいのではないかなと私の考えでは思っておりますので、今のところ皆さんのご意見を聴かなければ判断できないというところでございます。

○議長（吉永秀俊君）

これで、2番議員、立山裕次君の質問を終わります。

以上で、町長の施政方針に対する一般質問を終わります。

日程第2 発委第2号 東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第2、発委第2号東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。局長に発委を朗読させます。

○局長（有川寿史君）

発委第2号。令和4年3月9日、東彼杵町議会議長 吉永秀俊様。提出者 議会運営委員会委員長 大石俊郎。

東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第13条第3項の規定により提出します。

裏面の、次の一部改正の案をご覧ください。

東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例。

東彼杵町議会委員会条例（昭和35年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）の第2条第1号において、総務課の後の「まちづくり課、財政管財課、税務課」を「税財政課」に改めるものです。これは、まちづくり課を廃止し、改正漏れしておりました財政管財課と税務課を税財政課に改めるものです。また、同条第2号において、農林水産課を産業振興課に改めるものです。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

次に、本案について提出者の説明を求めます。大石議会運営委員長。

○議会運営委員長（大石俊郎君）

それでは、提出の理由を説明いたします。

東彼杵町課設置条例の一部改正に伴い、委員会付所管の課の名称を変更するためである。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

これから、提出者に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発委第2号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、発委第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、発委第2号東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時43分）

再開（午後01時12分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を進めます。

先ほどの町長に対する一般質問の中で、大石議員の方から訂正をしたいとの申し出がありましたので、これを許可します。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

先ほど町長に質問した中で、道の駅管理費の、近年5年間の出資状況の家賃収入約2億円とお答えしました、これは桁違いで約2000万円でした。また、町が負担する管理は6億円と答えたと思うんですけど、これも桁違い、約6000万円ということに訂正させてください。以上です。

日程第3 議案第3号 千綿駅舎設置及び管理に関する条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第20号 令和3年度東彼杵町一般会計補正予算(第15号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第5 議案第22号 令和3年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（吉永秀俊君）

日程第3、議案第3号千綿駅舎設置及び管理に関する条例の制定について、日程第4、議案第20号令和3年度東彼杵町一般会計補正予算（第15号）、日程第5、議案第22号令和3年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、以上3議案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。口木総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第3号 千綿駅舎設置及び管理に関する条例の制定について

2 審査年月日

令和4年3月11日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長及び税財政課長に出席を求め委員会を開催しました。

本件は、千綿駅舎を生活交通機関利用者の利便性及び産業振興、教育文化の向上その他の地域住民生活の発展を図るための行政財産として管理するためのものである。

慎重に審査した結果、適切な条例制定と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第20号 令和3年度東彼杵町一般会計補正予算（第15号）

2 審査年月日

令和4年3月11日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各関係課長、教育次長及び財政係長に出席を求め委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億7752万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億5654万3000円とするものである。

今回の補正予算は、歳出の決算見込みによる減額が主であるが、民生費に福祉医療費201万8000円、衛生費に予防接種出務謝礼229万円、農林水産業費に水産物供給基盤機能保全工事320万円、土木費に橋梁補修事業費4390万円、深澤道路改良事業用地費1000万円、消防費に消防第4分団詰所新築工事1251万4000円などが計上されている。

歳入では、一般財源として地方交付税9649万8000円、いこいの広場売却による財産収入3522万円が計上され、地方特例交付金104万7000円減、財政調整基金繰入金9690万3000円減、減債基金繰入金1000万円を減額し、また、特定財源では国庫支出金8810万5000円減、

県支出金 5260 万 4000 円が減額されている。繰入金、町債においても普通建設事業費などの決算見込みによる減額がなされている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、新型コロナウイルス関係に対する町内事業者への交付金支出については迅速に支給してほしいとの意見がありました。

1 付託された事件

議案第 22 号 令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

2 審査年月日

令和 4 年 3 年 11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、税財政課長及び健康ほけん課長に出席を求め委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 475 万 3000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 8200 万円とするものである。

今回の補正予算は、歳出において、介護認定審査会負担金の額の確定及び講演会の中止に伴い、総務費を 101 万円、地域支援事業費を 60 万円減額し、予算不足が見込まれる保険給付費及び令和 2 年度長崎県地域支援事業交付金の額の確定による返還金として、保険給付費に 633 万 5000 円、諸支出金に 2 万 8000 円が計上されている。

歳入においては、総務費等の減額に伴い、繰入金 19 万 6000 円が減額され、保険給付費の法定負担分等として、保険料に 73 万 8000 円、国庫支出金に 171 万円、支払基金交付金に 171 万円、県支出金に 79 万 1000 円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 3 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号千綿駅舎設置及び管理に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号令和3年度東彼杵町一般会計補正予算（第15号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第22号令和3年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

- 日程第6 議案第23号 令和3年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第7 議案第24号 令和3年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第8 議案第25号 令和3年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（吉永秀俊君）

日程第6、議案第23号令和3年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、日程第7、議案第24号令和3年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、日程第8、議案第25号令和3年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第3号）、以上3議案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。浪瀬産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第23号 令和3年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

2 審査年月日

令和4年3月10日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3月10日水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1280万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7340万円とするものである。

歳出については、業務費の委託料180万円、建設費の委託料330万円、工事請負費770万円が減額されている。

歳入については、一般会計繰入金1060万円、町債220万円が減額されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に。

1 付託された事件

議案第24号 令和3年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

2 審査年月日

令和4年3月10日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3月10日水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ330万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1480万円とするものである。

歳出については、業務費の委託料80万円、建設費の委託料250万円が減額されている。

歳入については、一般会計繰入金120万円、町債210万円が減額されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に。

1 付託された事件

議案第25号 令和3年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第3号）

2 審査年月日

令和4年3月10日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3月10日水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、千綿宿地区管渠整備に伴い、工事請負費の増額見込みによるものと、下水道管路法線変更によるもので、資本的収入では企業債480万円、工事負担金220万円、資本的支出では工事請負費142万7000円、補償費557万3000円で、総計が資本的収入2億6846万1000円、資本的支出3億6296万1000円計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（吉永秀俊君）

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 23 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 23 号令和 3 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 24 号令和 3 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 25 号令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 26 号 令和 4 年度東彼杵町一般会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（吉永秀俊君）

日程第 9、議案第 26 号令和 4 年度東彼杵町一般会計予算を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。口木総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 26 号 令和 4 年度東彼杵町一般会計予算

2 審査年月日

令和 4 年 3 月 10 日、11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各関係課長、教育次長及び財政係長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後 11 日に委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 57 億 9600 万円とするもので、対前年度比 5.5% (2 億 9200 万円) 増となっている。

歳出については、議会費 6938 万 1000 円、総務費 10 億 573 万 3000 円、民生費 15 億 4046 万 1000 円、衛生費 4 億 749 万 9000 円、労働費 1 万円、農林水産業費 3 億 587 万 2000 円、商工費 1 億 2244 万 2000 円、土木費 9 億 4417 万 5000 円、消防費 2 億 1349 万 4000 円、教育費 6 億 7974 万円、災害復旧費 876 万 3000 円、公債費 4 億 8855 万 6000 円、諸支出金 1000 円、予備費 987 万 3000 円が計上されている。

歳入については、町税 7 億 3473 万 9000 円、地方譲与税 6296 万円、利子割交付金 66 万円、配当割交付金 150 万円、株式等譲渡所得割交付金 510 万円、法人事業税交付金 800 万円、地方消費税交付金 1 億 7300 万円、ゴルフ場利用税交付金 600 万円、環境性能割交付金 420 万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金 150 万円、地方特例交付金 420 万円、地方交付税 20 億円、交通安全対策特別交付金 100 万円、分担金及び負担金 1031 万 4000 円、使用料及び手数料 5687 万 1000 円、国庫支出金 6 億 6014 万 8000 円、県支出金 4 億 4320 万 3000 円、財産収入 1410 万 9000 円、寄附金 3 億 5008 万 2000 千円、繰入金 5 億 5922 万 2000 円、繰越金 3600 万円、諸収入 2 億 4549 万 2000 円、町債 4 億 1770 万円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、防犯カメラ・軽トラ等の購入については、個別購入ではなく一括購入にすべきとの意見がありました。また、東彼杵中学校の外壁の改修工事に関しては、騒音、振動、異臭等に十分配慮し、施工日時、工事期間も授業の妨げにならないように、施工業者との協議を十分重ねるようにとの強い要望がありました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 26 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（吉永秀俊君）

確認しました。賛成者多数です。

したがって、議案第 26 号令和 4 年度東彼杵町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 27 号 令和 4 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 11 議案第 28 号 令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 12 議案第 29 号 令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 13 議案第 30 号 令和 4 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 10、議案第 27 号令和 4 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算、日程第 11、議案第 28 号令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 12、議案第 29 号令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算、日程第 13、議案第 30 号令和 4 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算、以上 4 議案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。口木総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおりに決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 27 号 令和 4 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算

2 審査年月日

令和 4 年 3 月 10 日、11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各関係課及び財政係長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後 11 日に委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 32 万 7000 円とするものである。

歳出については、総務費 28 万 7000 円、事業費 2 万 9000 円が主な計上である。

歳入については、財産収入 1 万 6000 円、繰越金 30 万 8000 円が主な計上である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置として認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

次に。

1 付託された事件

議案第 28 号 令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算

2 審査年月日

令和 4 年 3 月 10 日、11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各関係課長及び財政係長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後 11 日に委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 11 億 7100 万円とするもので、対前年度比 3.86% (4700 万円) の減となっている。

歳出については、総務費 897 万 5000 円、保険給付費 8 億 7117 万円、国民健康保険事業費納付金 2 億 6449 万 7000 円、財政安定化基金拠出金 1000 円、保険事業費 2351 万 8000 円、基金積立金 3 万 4000 円、公債費 16 万 6000 円、諸支出金 60 万 3000 円、予備費 203 万 6000 円が計上されている。

歳入については、国民健康保険税 1 億 8244 万円、使用料及び手数料 2000 円、国庫支出金 1000 円、県支出金 8 億 8325 万 9000 円、財産収入 3 万 4000 円、繰入金 9829 万円、繰越金 670 万円、諸収入 27 万 4000 円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

次に。

1 付託された事件

議案第 29 号 令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

2 審査年月日

令和 4 年 3 月 10 日、11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各関係課長及び財政係長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後 11 日に委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 8 億 4400 万円とするもので、対前年比 3.2% (2640 万円) の増となっている。

歳出については、総務費 1826 万 7000 円、保険給付費 7 億 4200 万円、財政安定化基金拠出金 2000 円、基金積立金 2 万円、地域支援事業費 8224 万 2000 円、公債費 8 万 3000 円、諸支出金 88 万 6000 円、予備費 50 万円が計上されている。

歳入については、保険料 1 億 5169 万 1000 円、使用料及び手数料 3 万円、国庫支出金 2 億 946 万 7000 円、支払基金交付金 2 億 925 万 9000 円、県支出金 1 億 2096 万 7000 円、財産収入 2 万円、繰入金 1 億 4863 万円、繰越金 1000 円、諸収入 393 万 5000 円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

次に。

1 付託された事件

議案第 30 号 令和 4 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

2 審査年月日

令和 4 年 3 月 10 日、11 日

3 審査の経過及びその結果

付託された事件について、各関係課長及び財政係長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後 11 日に委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 2412 万 3000 円とするもので、対前年度比 4.3%増となっている。

歳出については、総務費 1057 万 8000 円、後期高齢者医療広域連合給付金 1 億 1315 万 1000 円、諸支出金 16 万円、予備費 23 万 4000 円が計上されている。

歳入については、後期高齢者医療保険料 7452 万 1000 円、県支出金 15 万円、繰入金 4304 万 2000 円、諸収入 640 万 6000 円が主な計上である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 27 号令和 4 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 (吉永秀俊君)

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 28 号令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 (吉永秀俊君)

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 29 号令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 (吉永秀俊君)

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 30 号令和 4 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

| | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 14 | 議案第 31 号 | 令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算 (委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 15 | 議案第 32 号 | 令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算 (委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 16 | 議案第 33 号 | 令和 4 年度東彼杵町水道事業会計予算 (委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 17 | 議案第 34 号 | 令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計予算 (委員長報告・質疑・討論・採決) |

○議長 (吉永秀俊君)

次に、日程第 14、議案第 31 号令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算、日程第 15、議案第 32 号令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第 16、議案第 33 号令和 4 年度東彼杵町水道事業会計予算、日程第 17、議案第 34 号令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計予算、以上 4 議案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。浪瀬産業建

設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第31号 令和4年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算

2 審査年月日

令和4年3月10日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3月10日総務課長、税財政課長、水道課長及び財政係長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件の令和4年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ5100万円で、前年度に対し3520万円（40.8%）の減である。

歳出については、総務管理費14万4000円、運営費に光熱水費等需用費1348万9000円及び維持管理保守委託料等654万5000円、建設費に公営企業会計移行に伴う企業会計システム導入委託料等261万2000円、公債費に元利償還金2657万5000円が計上されている。なお、西部クリーンセンター維持管理費については、漁業集落排水事業と処理人口比6:4で按分してある。

歳入については、使用料685万円、公営企業会計適用債250万円、一般会計繰入金等4165万円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。なお、西部地区の接続率アップに努められたいとの意見がありました。

次に。

1 付託された事件

議案第32号 令和4年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算

2 審査年月日

令和4年3月10日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3月10日総務課長、税財政課長、水道課長及び財政係長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件の令和4年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ1370万円で、前年度に対し440万円（24.3%）の減である。

歳出については、総務管理費3万7000円、運営費に光熱水費等需用費462万1000円及び維持管理保守委託料等236万6000円、建設費に公営企業会計移行に伴う企業会計システム導入委託料等261万2000円、公債費に元利償還金343万1000円が計上されている。なお、西

部クリーンセンター維持管理費については、農業集落排水事業と処理人口比 4 : 6 で按分してある。

歳入については、使用料 254 万 7000 円、公営企業会計適用債 250 万円、一般会計繰入金等 865 万 3000 円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。なお、接続率アップに努められたいとの意見がありました。

次に。

1 付託された事件

議案第 33 号 令和 4 年度東彼杵町水道事業会計予算

2 審査年月日

令和 4 年 3 月 10 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3 月 10 日総務課長、税財政課長、水道課長及び財政係長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件の令和 4 年度水道事業全体の総収入額は 3 億 8678 万 5000 円で、総支出額は 3 億 8836 万 6000 円となり、総収入が総支出に対して 158 万 1000 円下回るとされている。

収益的収入は、営業収益 1 億 4545 万 3000 円、営業外収益等 9929 万 8000 円で総額 2 億 4475 万 1000 円となり、前年度に対し 1281 万 2000 円 (5.0%) の減である。

収益的支出は、営業費用 2 億 2606 万 4000 円、営業外費用等 1009 万 4000 円、予備費 100 万円で総額 2 億 3715 万 8000 円となり、前年度に対し 330 万 9000 円 (1.4%) の減である。

資本的収入は、企業債 8500 万円、工事負担金 2000 万円、補助金等 520 万 2000 円、出資金 3183 万 2000 円で総額 1 億 4203 万 4000 円となり、前年度に対し 838 万 2000 円 (5.6%) の減である。

資本的支出は、建設改良費 1 億 1365 万 9000 円、企業債償還金等 3754 万 9000 円で総額 1 億 5120 万 8000 円となり、前年度に対し 2103 万 8000 円 (12.2%) の減である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。なお、工事施工に当たっては、地域住民への周知徹底と安全管理に努められたいとの意見がありました。

次に。

1 付託された事件

議案第 34 号 令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計予算

2 審査年月日

令和 4 年 3 月 10 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3 月 10 日総務課長、税財政課長、水道課長及び財政係長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件の令和4年度公共下水道事業の収益的収入は、営業収益として下水道使用料等4524万2000円、営業外収益として一般会計繰入金等2億5885万6000円、特別利益2000円で総額3億410万円となり、前年度に対し488万5000円（1.6%）の増である。

収益的支出は、営業費用として管渠費等735万7000円、処理場費4577万円、総係費3095万3000円、減価償却費等1億3883万6000円、営業外費用等として支払利息等3335万1000円、予備費20万3000円で総額2億5647万円となり、前年度に対し162万1000円（0.6%）の増である。

資本的収入は、企業債3750万1000円、補助金2575万2000円、負担金等1302万9000円で総額7628万2000円となり、前年度に対し1億8378万4000円（70.7%）の減である。

資本的支出は、建設改良費7627万6000円、企業債償還金等1億57万4000円、予備費30万円で総額1億7715万円となり、前年度に対し1億7741万6000円（50.0%）の減である

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。なお、接続率アップと工事施工に当たっては、地域住民への周知徹底と安全管理に努められたいとの意見がありました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第31号令和4年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 32 号令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 33 号令和 4 年度東彼杵町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 34 号令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 35 号 令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 16 号）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 18、議案第 35 号令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 16 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

提案理由の前に一言お詫びを申し上げたいと思っております。

議会最終日に、令和 3 年度補正予算と、令和 4 年度当初予算の計上漏れが発覚いたしまして今回議案を上程させていただいておりますが、議員の皆さま方に大変ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。いずれの議案も最終的な確認ができていなかったことが大きな要因でございます。

議案提出にあたっては、細心の注意を払い、今後、職員一丸となって職務を遂行しなければなりません。このような事態になり心からお詫びを申し上げます。

それでは、議案第 35 号令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 16 号）でございます。

提案理由といたしましては、町農林振興事業補助金、塩鶴川溪流保全事業及び公共土木施設過年度災害復旧事業におきまして、繰越明許費を計上するものでございます。

1 ページの第 1 表をご覧くださいと思います。農林業振興事業補助金でございますが、これの事業内容としましては、圃場整備で、茶畑のことが 1 点でございます。完成予定は、令和 4 年 9 月を予定しております。

この理由といたしましては、事業費を抑えるために民間同士での盛土材の流用を予定しておりましたが、当事者同士の日程調整により、年度内完了が不可能となったということで繰り越しになっております。

次に、塩鶴川溪流保全事業でございます。事業内容としまして、鉄道運輸機構が設置した仮設道路の分筆測量費用の完成が令和 4 年 12 月にずれ込んだためでございます。これは、仮設道路を恒久的な道路にするための設計が未了なため、鉄道運輸機構の設計が遅延していることが主な要因でございます。

次に、公共土木施設過年災害復旧事業でございますけれども、これは、令和 2 年災の千綿川災害復旧工事、それから山田川災害復旧工事。山田川は特に令和 3 年災で増破し、3 年度中の施工が困難となったために、完成予定が令和 5 年 3 月を予定しているところでございます。本来なら、先の補正予算で上げなければいけなかったんですが計上漏れがございまして、誠に申し訳ございませんでした。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 35 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 35 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 35 号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 35 号令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 16 号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、議案配布のため暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 09 分）

再 開（午後 2 時 10 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を始めます。

ただいま、町長から議案第 36 号令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）が提出されました。これを日程に追加し、日程の順序を変更し、議案第 36 号を追加日程第 1 とし、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 36 号を日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第 1 議案第 36 号 令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（吉永秀俊君）

それでは、追加日程第 1、議案第 36 号令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この件も、先ほど申しましたように、まだ当初予算を可決されたばかりでございまして、その中に、本来なら金額を調整しなければいけなかったんですが、今まで、私も議員をしまして、職員をしましても初めてのことじゃないかなと思って、誠に申し訳なく思っております。

それでは、議案第 36 号令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）でございます。

予算の総額に、歳入歳出それぞれ 467 万 1000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 58 億 67 万 1000 円とするものでございます。

提案理由といたしまして、歳出はパソコンリース料 467 万 1000 円を追加し、歳入は、繰越金 467 万 1000 円でございます。

今回の補正で、令和 3 年度予算の中で、実は年度途中の 9 月から機器更新となりまして、金額が変更となっております。最初、5 か月分組んで、その後 7 か月分分けて積算をされたんですね、令和 3 年度の予算の時に。それで、令和 4 年度、予算入力の際に月額金額を十二月で計上するべきでございましたが、前年度をそのままコピーして、複写して持ち上がって、七月分だけの予算計上になってしまっていたということでございます。本来なら、前年度との比較の時に気づかなければならなかったと思いますが、今後、こういうことがないよう職員も慎重に、慣れではなくて、何回も確認をするように指示をいたしておりますので、皆さん方のご計らいをよろしく申し上げます。慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 36 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 36 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 36 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 36 号令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 19 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 19、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（吉永秀俊君）

日程第 20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 21 特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 21、特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

議会改革特別委員長から、所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

○——△——

——△——△——

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

委員会の発言の件で釈明したい事案がありますので、ちょっとお時間を頂きたいと思います。

10 日の連合審査会で予算審議がありました。その時点で、私が町営バスに関わる発言をしたと思っています。その時私は、冒頭、委員長に、本来ならば私が発言すべき事項ではない、いいんですかということ委員長に問い合わせをしました。その時点で委員長は、私に、止めることはなくそのまま進行されました。そして、翌日 11 日の委員会の席で、冒頭、委員長から私に不適切な発言があった旨という発言がありましたので、え、何のことで私と思ったんですけど、とりあえずそういうことでしたので、私は申し訳ございませんでしたというお詫びをいたしました。

この件につきましては、これは私なりの事情がございまして、と言いますのは、近い将来私は、今、ちょっと会社では雑用係的なことをしていますけれど、町営バスに関しては、運管ということをやっておりますので、ここら辺は、近い将来辞したいという意向がございまして、その中で、現総務課長におかれましては、このシステム等々については十分ご承知のことと思いますけれど、今回、総務課長が辞されますので、当然この中から次期総務課長さんが生まれるであろうという想定の中で、私は今までやってきたシステム等々について健全な方法で引き継いでもらいたいなという想いで、実はそういう内容の発言をしたつもりでございます。

つまり、この町営バスは、いかに健全に引き継がれるかということが私の中に一抹として不安がございましたので、そのことをお尋ねしていた方が、絶好のチャンスだろうということで、私は敢

えてその発言をしました。

なので、私としては、全く悪意はございませんで、善意の発言だったというふうに私は思っております。そして、また、この件に関しましては、先ほど議運がございまして、その時、議運の委員長から、本会議でその釈明等なんなりをせよという話でしたので、決して、これは釈明であって謝罪ではありませんけれども、ご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、10番議員、橋村孝彦君の説明を終わります。

会議を閉じます。

令和4年第1回東彼杵町議会定例会を閉会します。

閉 会（午後2時19分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 後城 一雄

署名議員 浦 富男